

飯綱町事業者等支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている町内の法人及び個人事業主（以下「事業者」という。）の事業経営の継続を下支えするため、予算の範囲内において、飯綱町事業者等支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者は、国の持続化給付金の交付を受けておらず、今後も給付を受ける予定がなく、今後も事業を継続する意思がある事業者で、別表1に掲げるとおりとする。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(交付金額等)

第3条 給付金の金額及び対象期間等は、別表2に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町事業者等支援給付金申請書兼請求書（様式第1号）（以下「交付申請書兼請求書」という。）を作成し、添付書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 申請に必要な添付書類は別表3に掲げるとおりとする。

(交付決定及び交付額の確定)

第5条 町長は、交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、飯綱町事業者等支援給付金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、交付を決定したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第6条 申請者は、虚偽の申請その他不正な手段により、給付金の交付を受けたことが明らかになった場合は、給付金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月22日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

別表1（第2条関係）

対象者

種別	対象要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所等があり、事業を実施していること。 ・2019（令和元）年以前から事業収入（売上）を得ていて、事業継続の意思があること。 ・2020（令和2）年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比（又は前年の月平均）で事業収入（売上）が20%以上50%未満減少した月があること。 ・町税等の滞納がないこと。 ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に定める暴力団員に該当しないこと。
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・飯綱町法人町民税の納税義務者（2020（令和2）年4月1日時点）で、資本金の額又は、出資の総額が10億円未満若しくは常時使用する従業員数が2,000人以下であること。
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で事業を実施している者で、個人事業主として開業を届出しており、2019（令和元）年分について確定申告をしている者であること。
起業1年未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・2020（令和2）年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、最近1カ月の売上高が、次の何れかと比較して20%以上50%未満減少していること。 1) 過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高 2) 2019（令和元）年12月の売上高 3) 2019（令和元）年10月～12月の売上高の平均額 ※その他、町長が特に認める場合
不交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体のほか、町長が趣旨・目的に照らして適当でないと判断する者

別表2（第3条関係）

対象期間等

対象期間	2020（令和2）年1月～12月
申請期間	2020（令和2）年6月22日から2021（令和3）年3月1日まで
給付金額	1 法人20万円、1 個人事業主10万円 1 事業者1回限りの給付とする。

別表3（第4条関係）

添付書類

添付資料	<p>法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の事業年度の確定申告書別表1（控）と法人事業概況説明書（控） ※確定申告書別表1の控えに収受日付が押印されていること。 e-taxの場合「受信通知」を添付。双方がない場合は長野税務署発行の納税証明書（その2）を添付すること。 ・対象月及び前年同月の月間事業収入がわかるもの 前年同月比で20～50%未満の月間事業収入がわかるもの ※売上台帳、帳面その他の申請日に対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できない相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類も可能とする。 ・その他町長が必要と認める書類
個人事業主	<p>○青色申告を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年分の確定申告書第1表（控）、及び所得税青色申告書決算書の（控） ※確定申告書第1表の（控）に収受日付が押印されていること。 e-taxの場合「受信通知」を添付。双方がない場合は長野税務署発行の納税証明書（その2）を添付すること。 ・対象月及び前年同月の月間事業収入がわかるもの ※法人に準じる ・申請者本人確認書類 ※運転免許証、個人番号カード等の写し ・その他町長が必要と認める書類 <p>○白色申告を行っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年分の確定申告書第1表（控） ※収受日付が押印されていること。e-taxの場合「受信通知」を添付。双方がない場合は長野税務署発行の納税証明書（その2）を添付すること。 ・対象月及び前年同月（又は前年の月平均）の月間事業収入がわかるもの ※法人に準じる ・申請書本人確認書類 ※運転免許証、個人番号カード等の写し ・その他町長が必要と認める書類